

運転免許を返納された方へのタクシー 料金助成制度がはじまります！！

令和6年7月から、交通事故防止の観点から、自動車の運転技術に不安を感じる方等の自動車運転免許返納を促し、公共交通機関（路線バス、タクシー等）の利用につなげるため、タクシーの利用補助券の交付を行います。

対象者

令和6年4月1日以降に自動車運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けた市内に住所を有する方（運転経歴証明書の交付を受けていない場合は、相生警察署にて交付手続きが可能です。希望される方は相生警察署にお問い合わせください。）

※本制度の申請は、1人につき1回限りです。

タクシー利用補助券

補助券：500円券×6枚綴り＝3,000円分（有効期間：交付から1年間）
1回の乗車あたり500円の利用助成を行います。

利用方法

タクシー料金の精算時に、ドライバーに「運転経歴証明書」を提示し、「タクシー利用補助券」1枚をお渡しください。タクシー料金を1割引き（タクシー会社の運転免許返納特典）した後の金額から500円分が補助されます。

（利用補助券に記載された事業所のタクシーで利用可能です。）

申請窓口

相生市地域振興課（市役所3号館1階）、相生情報ラウンジ（JR相生駅前）、または相生交通安全協会（申請書は、各窓口に備え付けています。受付の際、運転経歴証明書のコピーを取らせていただきます。運転経歴証明書をご持参ください。）

※相生交通安全協会は免許返納申請時のみの対応となります。



お問い合わせ先

相生市地域振興課まちづくり推進係

電話：0791（23）7130

FAX：0791（23）7137

メール：machizukuri@city.aioi.lg.jp